

横浜市事業承継資金（経営者保証不要特別） 財務要件等確認書

年 月 日

横浜市信用保証協会会長

金融機関本・支店名

代表者名

協会顧客番号	申込人（法人）

申込金融機関として、申込人が直前の決算（ 年 月 期決算）において以下の①、②及び③の要件に該当していること並びに保証申込日において④の要件を満たしていることを確認しております。

なお、各要件に係る判断及び確認は申込金融機関によるものです。

<p>① 資産超過である。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <u>純資産合計</u> 円 </div>				
<p>② EBITDA有利子負債倍率が10倍以内である。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <u>EBITDA有利子負債倍率</u> 倍 </div> <p>[計算式] (借入金・社債 - 現預金) ÷ (営業利益 + 減価償却費)</p> <div style="margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">借入金・社債 () 円 - 現預金 () 円</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">営業利益 () 円 + 減価償却費 () 円</td> <td></td> </tr> </table> </div>	借入金・社債 () 円 - 現預金 () 円		営業利益 () 円 + 減価償却費 () 円	
借入金・社債 () 円 - 現預金 () 円				
営業利益 () 円 + 減価償却費 () 円				
<p>③ 法人と経営者との関係の明確な区分・分離がなされている。</p> <p>また、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）が社会通念上適切な範囲を超えていない。</p>				
<p>④ 返済緩和している借入金がない。</p>				

※各勘定科目の数値については、決算書上の財務数値をそのままご記入ください。

※②については、「営業利益+減価償却費」は「0」（ゼロ）を超えていることが必要です。

「借入金・社債-現預金」は「0」（ゼロ）以下でも対象となります。

なお、減価償却費については、営業外費用や特別損失に計上されているものは含めません。

※④については、申込日が危機関連保証が発動されている期間（令和3年6月30日まで（その後延長がなされた場合は延長後の期間まで））である場合、令和2年1月31日を基準として確認することでも差し支えありません。